

足利市男女共同参画基本計画（第4期）

『ひと』と『ひと』の輝きプラン 21 あしかが

計画の主な特徴

- ★LGBT（性的少数者）への配慮や、女性の政治参画への推進のための周知・啓発などを盛り込み、男女共同参画を実践・行動につなげるための施策の充実を図りました。
- ★別に策定していた「足利市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」を組み込み、女性が様々な場面で活躍できるよう支援する施策事業の充実を図りました。
- ★避難所の設置・運営への女性の参画を新たに設置し、防災対策の充実を図りました。

令和3（2021）年 3 月

足利市



計画の基本的考え方

1 策定の背景・趣旨

- 本市では、昭和61（1986）年に「婦人のための足利市総合計画」、平成4（1992）年に「第2次あしかが女性プラン」、平成8（1996）年に「第3次あしかが女性プラン『かけはし』」、平成13（2001）年に「足利市男女共同参画プラン」を策定、さらに、平成16（2004）年に「足利市男女共同参画推進条例」（以下、「条例」という。）を施行し、条例に基づき平成18（2006）年に「女と男の輝きプラン21あしかが 足利市男女共同参画基本計画」を策定しました。
- 平成23（2011）年には、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や配偶者等からの暴力に関する施策を取り入れた第2期計画を策定し、平成28（2016）年には、第3期計画を策定し、各種施策を実施してきました。さらに、平成29（2017）年には、「足利市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」を策定し、女性が社会においてより働きやすい環境づくりに努めてきました。
- こうした取り組みの結果、意識の改革や諸制度の整備等が図られ、さまざまな分野での女性の参画や、男性の理解も進んできました。
- 令和元（2019）年に実施した「人権・男女共同参画に関する市民意識調査」の結果では、全体的に、性別にとらわれない考え方を持つ人の割合が高く、男女共同参画の意識が浸透していると考えられます。
- しかしながら、家庭や職場等さまざまな分野での男女平等については、女性の方が不公平感等を抱いていることや、性別に基づく固定的な役割分担意識は依然として存在することも現れています。また、性の多様な価値観が広がる昨今、性的少数者への配慮も必要になってきています。
- そこで、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、さらなる男女共同参画社会の実現を目指すため「足利市男女共同参画基本計画（第4期）『ひと』と『ひと』の輝きプラン21あしかが」を策定します。

2 基本理念

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 性別にとらわれない社会慣行の推進
- (3) 政策又は民間の政策決定への女性の参画
- (4) 男女が相互に家庭・職業・その他の生活の両立
- (5) 男女の生涯にわたる健全な生活
- (6) 国際社会の動向への留意

3 足利市の将来像

基本理念を汲んだ将来像を設定します。

「『ひと』と『ひと』が性別や年齢にかかわらず、自分らしく生きられるまち」

4 基本目標

条例の基本理念を具現化するため、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ 男女（だれも）がお互いの個性を認め合い参画できるまちづくり

基本目標Ⅱ 男女（だれも）がさまざまな場面で輝けるまちづくり

基本目標Ⅲ 男女（だれも）が人権を守られ、健康で安心して暮らせるまちづくり

5 市・市民・事業者の責務

(1) 市の責務

男女共同参画社会の形成を重要課題として、本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施します。また、市民、事業者、国及び県と相互に連携を図り、率先して取り組んでいきます。

(2) 市民の責務

職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の推進に積極的に取り組むとともに、市が実施する施策に協力するよう努めます。

(3) 事業者の責務

事業活動を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の推進に積極的に取り組むとともに、市が実施する施策に協力するよう努めます。

6 計画の性格

この計画は、男女共同参画社会基本法及び足利市男女共同参画推進条例に基づく計画であり、本市における男女共同参画社会の形成に関する施策について定めるものです。

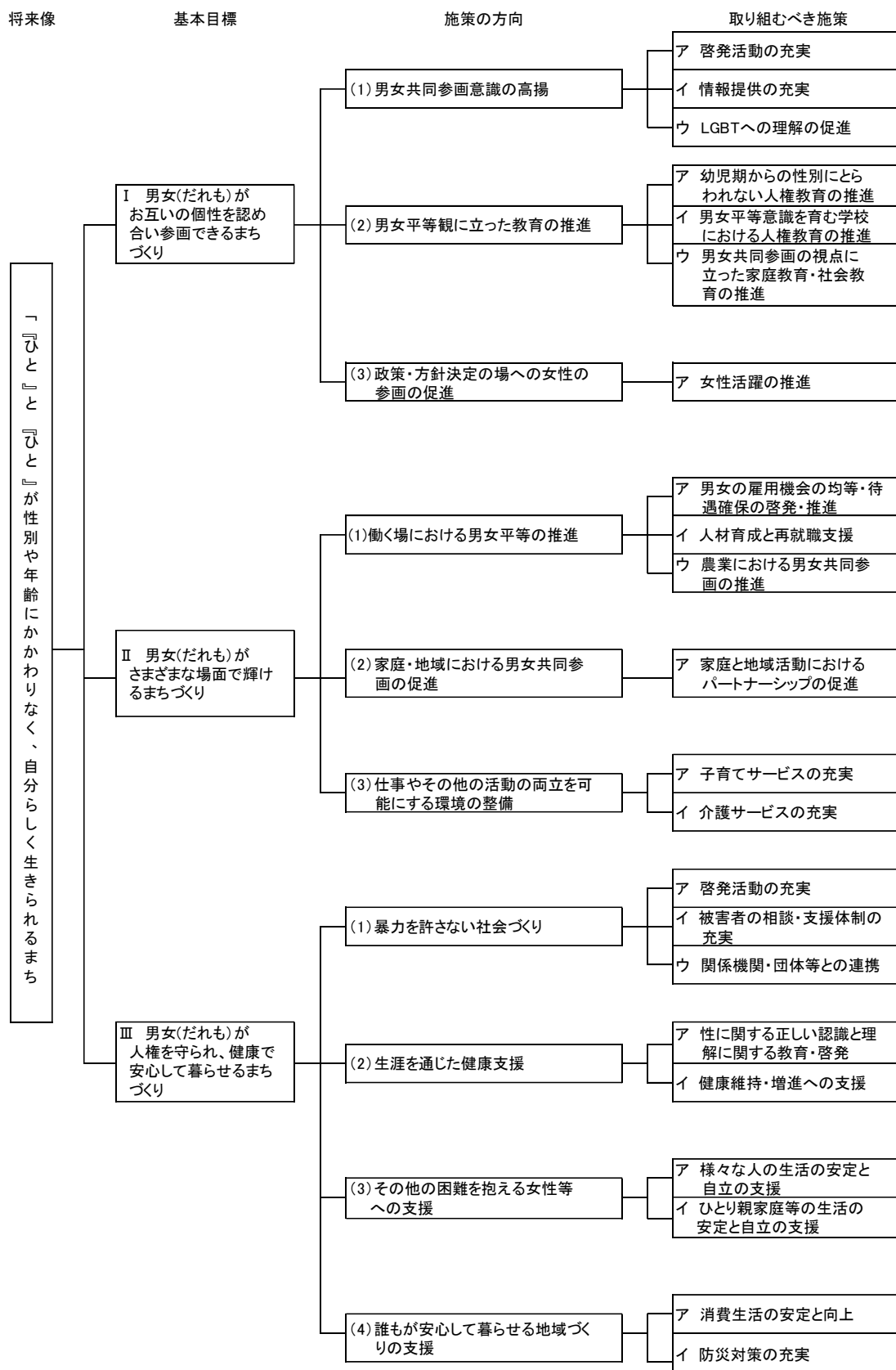
また、この計画の基本目標Ⅰ「男女（だれも）がお互いの個性を認め合い参画できるまちづくり」、基本目標Ⅱ「男女（だれも）がさまざまな場面で輝けるまちづくり」の一部施策は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第3条の規定に基づく、本市における「足利市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」とします。

加えて、この計画の基本目標Ⅲ「男女（だれも）が人権を守られ、健康で安心して暮らせるまちづくり」の一部施策は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」とします。

7 計画の期間

計画の期間は、国・県との整合性を考慮し、令和3年度から令和7年度までの5か年とします。

8 計画の構成



施策の方向

目標 I 男女（だれも）がお互いの個性を認め合い 参画できるまちづくり

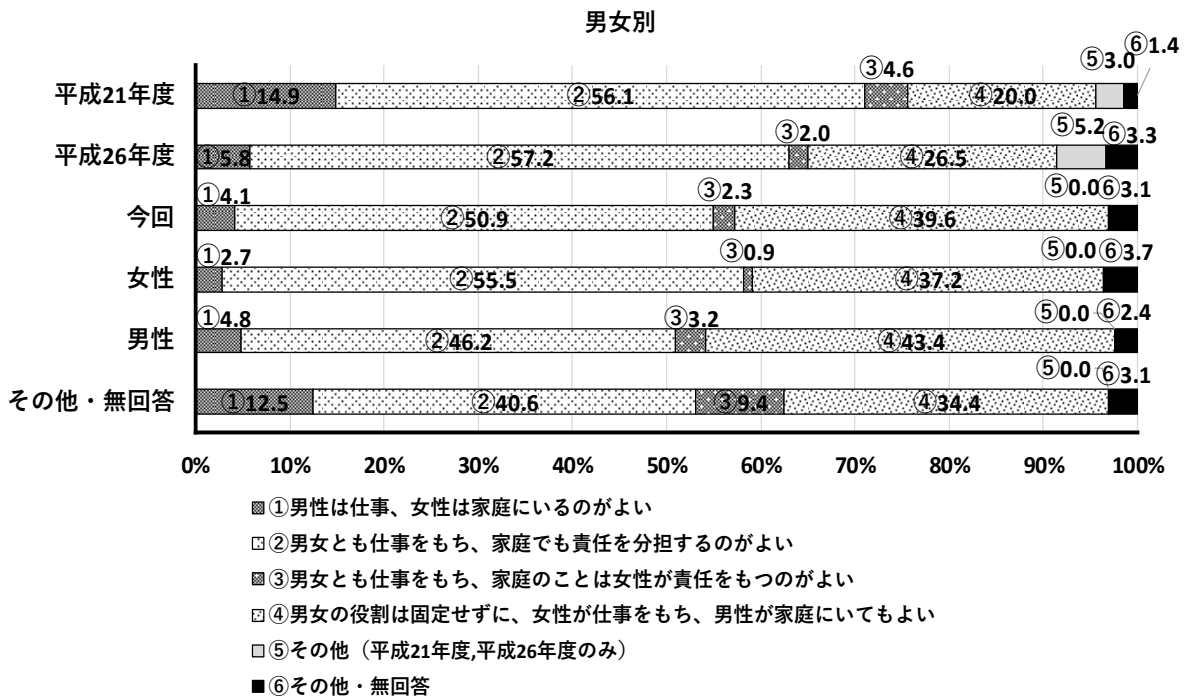
目指すべき方向

男女共同参画についての啓発・教育を充実します。

また、女性の参画を拡大していくため、市が率先して政策・方針決定の場への参画についての取組を進めるとともに、女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画する力を付けるための学習の機会を充実します。

以降のグラフは、人権・男女共同参画に関する市民意識調査報告書(令和2年3月)より抜粋
※回答率は項目ごとに計算(四捨五入)しているため、合計が100%にならないものもあります。

「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、どう思いますか。



<具体的な施策事業>

◆男女共同参画意識の高揚

- ・男女共同参画や人権に関する講座やセミナーを開催します。
- ・広報紙や SNS などの各種媒体を活用し、啓発情報を提供します。
- ・LGBT への理解を深めるため、啓発情報を提供します。

◆男女平等観に立った教育の推進

- ・保育所(園)職員が人権教育について共通理解を深めるための研修を実施します。
- ・教職員の研修の充実と意識の高揚を図り、全教育活動を通して、男女平等意識を育む指導をします。
- ・家庭教育に関する自由な意見交換を行う懇談会を開催します。

◆政策・方針決定の場への女性の参画の促進

- ・審議会・委員会等への女性の登用促進を図ります。
- ・女性活躍を推進するため、女性活躍応援講座を開催します。

目標Ⅱ

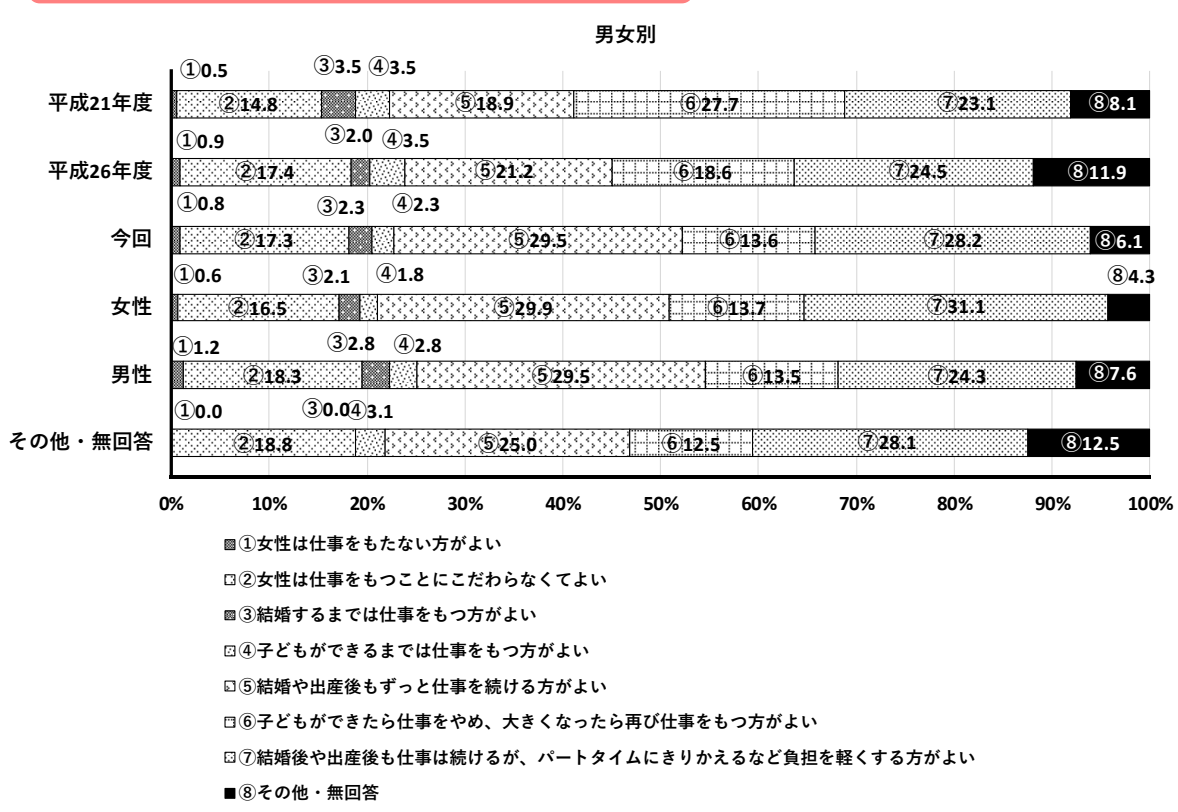
男女(だれも)がさまざまな場面で輝けるまちづくり

目指すべき方向

雇用の分野においては、男女の雇用機会の均等を進め、市民一人ひとりの能力を生かすための意識啓発を行うとともに、就職支援や能力開発の施策を実施します。

また、職業生活と家庭生活の両立を図れるよう家庭・地域分野における施策を推進します。

女性の働き方についてどう思いますか。



<具体的な施策事業>

◆働く場における男女平等の推進

- ・長時間労働の是正や休暇の取得促進、ハラスメント防止に関する対策について周知啓発を行います。
- ・あしかがおしごと研究所実証事業を行い、多様な働き方を促進します。
- ・農業における男女共同参画を推進します。

◆家庭・地域における男女共同参画の促進

- ・男性の自立支援や子育てへの男女共同参画を進めるための講座を開催します。

◆仕事やその他の活動の両立を可能にする環境の整備

- ・子育て相談や保育、介護サービスの充実を図り、子育てと仕事の両立を支援します。

目標Ⅲ

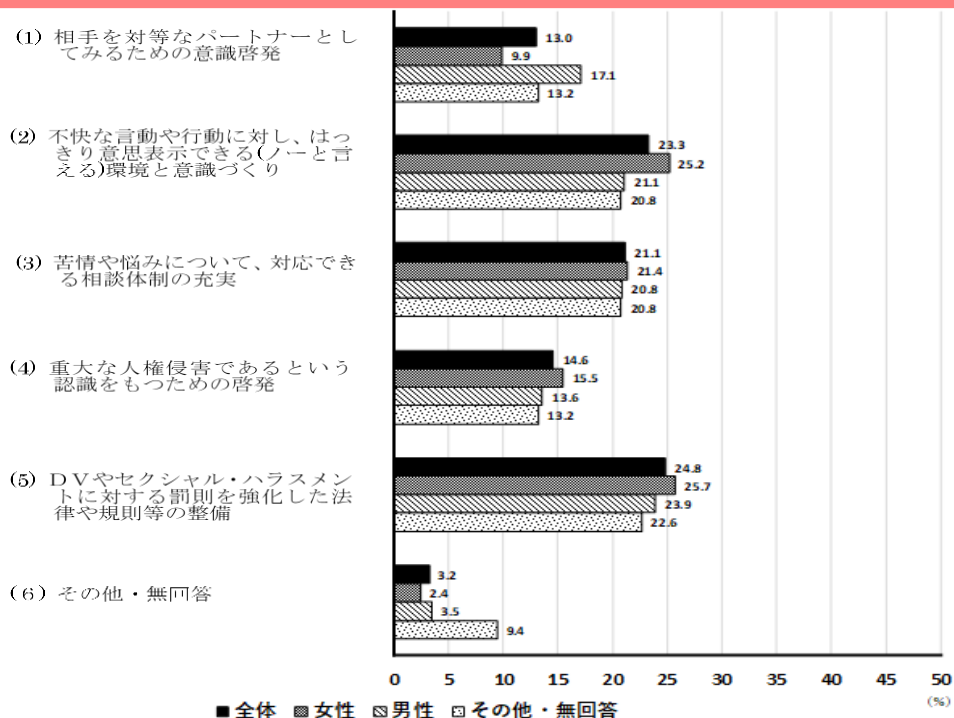
男女（だれも）が人権を守られ、健康で安心して暮らせるまちづくり

目指すべき方向

男女間の暴力を許さない意識の醸成を図るため、啓発活動を行います。また、相談窓口や関係機関・団体との連携を図り、適切で迅速な対応ができるよう、相談体制を充実するとともに、被害者に対しての情報提供や支援体制を強化します。

男女が年代に応じて、お互いの健康についての正確な知識や情報を得られるよう、教育・啓発します。また、さまざまな困難を抱えている人々が、どんな時でも安心して暮らせる環境の整備を進めます。

ドメスティック・バイオレンス（DV：配偶者等からの暴力）やセクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）をなくすためには、どのようなことが必要だと思いますか。



<具体的な施策事業>

◆暴力を許さない社会づくり

- ・女性に対する暴力をなくす運動週間等において、広く市民に通報先や相談機関についての周知啓発を行います。
- ・専門相談員による相談体制の充実や、被害者の自立に向けての支援を行います。
- ・被害者に対し適切な対応ができるよう関係機関や団体等との連携を図ります。

◆生涯を通じた健康支援

- ・小・中学校と連携を図り、思春期講座や性に関する指導を通して、正しい認識と理解に関する教育・啓発を行います。
- ・妊婦、乳幼児のいる家庭の喫煙予防について啓発します。

◆その他の困難を抱える女性等への支援

- ・高齢者に対する運動教室の開催や認知症施策を推進し、様々な人の生活の安定と自立の支援を行います。
- ・専門支援員や指導員等が行う相談を通して、ひとり親家庭等の子育て・生活支援を行います。

◆誰もが安心して暮らせる地域づくりの支援

- ・消費者トラブルや消費者被害に対処するための講座等を開催します。
- ・防災講話等の実施により防災活動に必要な知識、技術の習得を支援します。
- ・避難所の設置・運営に際し、女性の視点を活かし、人権に配慮した体制を整えます。

計画の推進体制

1 推進体制

本計画の総合的かつ効果的な推進を図るため、市長を本部長とする男女共同参画推進本部を設置し、推進本部のもとに関係課長で構成する幹事会を置きます。

また、市長の諮問に応じ、関係機関の代表者や学識経験者等で構成する男女共同参画審議会へ調査・審議を依頼し、答申報告を受けます。

さらに、市民・事業者等、各種団体等との連携を図り、本計画を推進します。

2 計画が目指す数値目標（抜粋）

| 基本目標 | 目標設定指標 | 現状値 R元年度 | 目標値 R7年度 (※2) |
|------|---|-------------|---------------------|
| I | 家庭生活等において、男女平等の実現が、「平等」、「ある程度平等」と回答した者の割合 (人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果) | 42.9% | 50.0% |
| | 各種審議会等における女性の登用率 | 33.5% | 40.0% |
| | 女性人材リスト登録者数 | 35人 | 40人 |
| II | 職場の人事配置や昇進で「平等、ある程度平等」と回答した者の割合 (人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果) | 46.9% | 50.0% |
| | 就業の機会や職場の中での男女平等が「平等、ある程度平等」と回答した者の割合 (人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果) | 38.0% | 40.0% |
| | 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務(従業員100人以下の事業所(※1))である事業所のうち、同計画を策定している事業所数 | 4事業所 | 16事業所 |
| | 家族経営協定締結数 | 112人 | 120人 ※R4年度 |
| | 地域包括支援センターの相談件数 | 8,046件 | 8,600件 |
| III | 配偶者等からの暴力やセクシャルハラスメントをなくすためには、「不快な言動や行動に対し、はっきり意思表示できる環境と意識づくり」と回答した者の割合 (人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果) | 23.3% | 40.0% |
| | 子宮頸がん検診受診率 | 18.6% | 27.9% ※R5年度 |
| | 乳がん検診受診率 | 26.4% | 35.6% ※R5年度 |
| | 特別養護老人ホームの入所定員 | 921人 | 971人 ※R5年度 |

(※1) 女性活躍推進法の改正に伴い、令和4年4月1日から、一般事業主行動計画の策定義務の対象が、従業員301人以上から101人以上の事業所に拡大されます。

(※2) 目標値は、各種計画で定めている直近の数値

「ひと」と「ひと」が輝くまち宣言

(平成 30 年 12 月 21 日決議)

わたしたちは、このまちに暮らし集う全ての人が、互いに尊重し、ともに支え合い、一人ひとりが自分らしく輝き、心豊かな生活ができる社会の実現をめざします。

性別や年齢に関わりなく、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、個性と能力を十分に発揮でき、安全で安心して暮らせるまちをつくり、男女共同参画社会の実現のために、ここに「ひと」と「ひと」が輝くまちを宣言します。

- 1 わたしたちは、「ひと」と「ひと」が、互いに認め合い、尊重し、性別や年齢にとらわれることなく、法の下での平等をめざし、個々の人間が自分らしく生きられるまちをつくります。
- 1 わたしたちは、「ひと」と「ひと」が、生活と仕事を両立させ、個性に応じた能力を発揮できる活力あるまちをつくります。
- 1 わたしたちは、「ひと」と「ひと」が、対等なパートナーとして、お互いがかけがえのない存在であることを認め合い、尊重し合えるまちをつくります。
- 1 わたしたちは、「ひと」と「ひと」が、次代を担う未来ある子どもたちのために、子どもたちが男女共同参画を理解し、将来を見通した自己形成ができるまちをつくります。

足利市男女共同参画基本計画（第4期）

『ひと』と『ひと』の輝きプラン21あしかが

概要版

足利市総務部人権・男女共同参画課

TEL 0284-73-8080 FAX 0284-73-8066

E-mil danjyo@city.ashikaga.lg.jp
